

羽曳野市高年いきいき条例（平成 12 年羽曳野市条例第 14 号）＜抜粋＞

（介護保険等推進協議会）

第 14 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する市長の附属機関として、羽曳野市介護保険等推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。